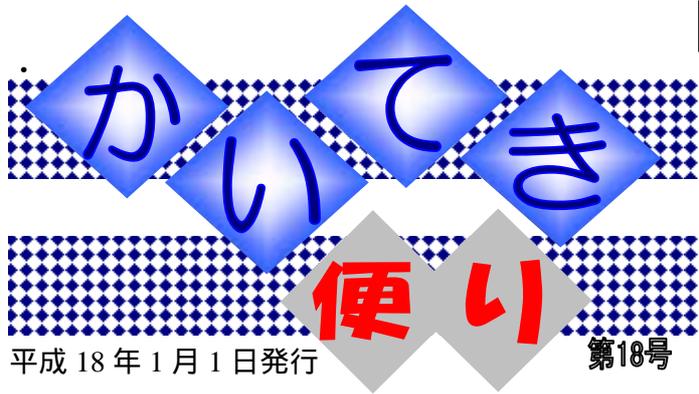


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



INDEX

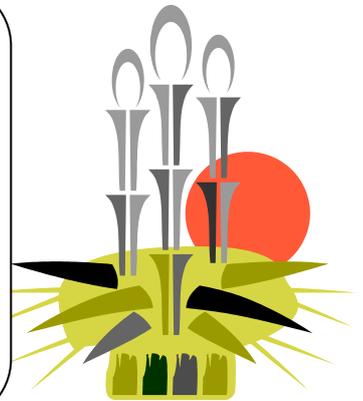
新年の挨拶
東京都福祉保健局高齢社会対策部長

最近の動向
「第5回高齢者虐待を考える会を開催しました」
報酬算定・運営基準のQ&A
「介護保険施設及びショートステイにおける補足給付はどのような場合に受けられるの？」

お知らせ
「既指定事業者を対象とした介護予防サービス事業の指定申請が始まります」
「特養及び老健における医療費控除の対象について」
「介護保険サービス事業者の指定取消処分について」

新年明けましておめでとうございます

事業者の皆様、あけましておめでとうございます。
今年には改正介護保険制度がスタートする年となります。社会保障審議会介護給付費分科会から介護報酬の答申が示されるのが今月中・下旬と言われています。まだ改正内容の詳細が見えない中、事業者の皆様も制度改革に向けた準備に取り組まれていることと思います。東京都でも、認定調査員に関する研修、ケアマネジャーに対する新予防給付ケアマネジメントの研修、事業者の皆様に対する制度改革内容の説明会などの準備を鋭意進めているところです。
制度改革の内容が円滑に導入されるよう、区市町村と協力して対応していきますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。
東京都福祉保健局高齢社会対策部長 長谷川 登



第5回高齢者虐待を考える会を開催しました 最近の動向

さる12月19日、都庁第一庁舎特別会議室において、「第5回高齢者虐待を考える会」が開催され、とりまとめ部会から提出された「高齢者虐待防止に向けた体制を構築するために(仮称) - 東京都高齢者虐待対応マニュアル - とりまとめ部会報告案」について、検討を行いました。本書は、先般成立した高齢者虐待防止・養護者支援法を踏まえ、中心的な役割を担う区市町村が必要なしくみを構築し、適切な対応をしていくことの一助として、区市町村職員を対象に策定するものです。

【マニュアルの内容】

- 1 高齢者虐待とは
- 2 対応のしくみ構築において
- 3 対応における基本的な考え方について
- 4 事例への対応の基本的な流れとポイント
- 5 やむを得ない事由による措置の活用について
- 6 成年後見制度の活用について 資料編(事例調査結果・関係法令等)

今後は、「考える会」の委員や区市町村からの本書についての意見を踏まえて更に検討を進め、年度内の発行を目指します。

【問い合わせ先】 在宅支援課認知症支援担当 TEL 03(5320)4276

既指定事業者を対象とした介護予防サービス事業の指定申請が始まります

お知らせ

既に居宅サービス事業者(居宅介護支援事業者を除く)として指定を受けている事業者に対して、介護予防サービスの事業指定に必要な申請書等を1月初旬に送付しますので、平成18年4月1日から介護予防サービスの事業を実施する場合は、事前に指定申請の手続きを行ってください。

【問い合わせ先】 介護保険課事業者指定係 TEL 03(5321)1111 内線 33-643~645

Q 介護保険施設及びショートステイにおける補足給付はどのような場合に受けられるの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A：低所得者(利用者負担第1段階から第3段階に該当する者)が支払う居住費及び食費の額が、負担限度額を超えない場合に受けられます。この時、利用者負担第4段階の方から基準費用額を超えた金額を徴収していても、第1段階から第3段階の利用者は補足給付を受けられます。
なお、利用者の入院・外泊時の補足給付は、外泊時加算の対象期間(6日間)に限られます。

補足給付を受ける場合、低所得者の負担の上限は以下のとおりです！

【1日あたりの居住費】

	負担限度額			基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	
多床室(相部屋)	0円	320円	320円	320円
従来型個室	特養等	320円	420円	1,150円
	老健・療養等	490円	490円	1,640円
ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型個室	820円	820円	1,640円	1,970円

【1日あたりの食費】

負担限度額			基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階	
300円	390円	650円	1,380円

特養及び老健における医療費控除の対象について **お知らせ**

施設給付の見直しによる食費及び居住費の自己負担化に伴い、介護老人福祉施設・介護老人保健施設における医療費控除の対象範囲は以下のとおりとなります。領収書の利用料の記載にあたっては、医療費控除対象額が明らかになるよう、ご注意ください。

【医療費控除対象範囲】

介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護費に係る自己負担額 食費及び居住費に係る自己負担額の1/2	施設サービス費(食費及び居住費以外)の自己負担額 老健で行う在宅サービスに係る自己負担額 食費及び居住費に係る自己負担額

【問い合わせ先】施設支援課施設運営係 TEL 03(5230)4264

介護保険サービス事業者の指定取消処分について **お知らせ**

東京都福祉保健局は12月1日、足立区所在の「NPO法人 ひだまりの家 居宅介護」及び「NPO法人 ひだまりの家 訪問介護」の事業者指定の取消処分を行いました。

不正請求額は2事業所の合計で約990万円。主な処分理由は以下のとおりです。

【主な処分理由】

(1)居宅介護支援事業

従事予定のない介護支援専門員の資格証明書を使い、指定申請を行った。
開設当初から介護支援専門員が不在であった。
無資格者が居宅サービス計画を作成し、介護報酬を請求・受領した。
無資格者が介護認定調査を行った。

(2)訪問介護事業

従事予定のない訪問介護員の資格証明書により指定申請を行った。
実際のサービス提供より過大な請求や架空の請求をし、受領した。
虚偽の書類を作成し、報告した。

詳細については、東京都福祉保健局ホームページ(報道発表PRESS12月2日)に掲載されています。
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>)

【問い合わせ先】指導監査室指導第一課 TEL 03(5320)4290 介護保険課 03(5320)4059